改正後	改正前
統方式デジタルコードレス電話の子機から送信される搬送波（空中線電力は一〇〇ミリワット以下であるものとし、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和は、一〇〇ミリワット以下であるものとする。 ［三・四　略］	無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用していた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和は、一〇〇ミリワット以下であるものとする。 ［三・四　同上］
別表第一号（第５条関係） 周波数の許容偏差の表 ［表略］ ［注１～30　略］ 31　次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。 (1)　携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局の送信設備に使用するもの ［ア～ク　略］ ケ　第49条の６の12第１項に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局 次の式により求められる値を許容偏差とする（ｆは、送信周波数（単位Hz）とする。）。 ［(ア)・(イ)　略］ ［コ・サ　略］ ［(2)～(22)　略］ (23)　755.5MHzを超え764.5MHz以下の周波数の電波を使用する700MHz帯高度道路交通システムの固定局　20（10^{-6}） (24)　54MHzを超え65MHz以下の周波数の電波を使用する電気通信業務用無線局のうち、第49条の24の５に規定する無線局　10（10^{-6}） ［32～57　略］	**別表第一号**（第５条関係） 周波数の許容偏差の表 ［表同左］ ［注１～30　同左］ 31　［同左］ (1)　［同左］ ［ア～ク　同左］ ケ　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局のうち、第49条の６の12第１項に規定する無線局 次の式により求められる値を許容偏差とする（ｆは、送信周波数（単位Hz）とする。）。 ［(ア)・(イ)　同左］ ［コ・サ　同左］ ［(2)～(22)　同左］ (23)　755.5MHzを超え764.5MHz以下の周波数の電波を使用する700MHz帯高度道路交通システムの固定局　20（10^{-6}） (23)　54MHzを超え65MHz以下の周波数の電波を使用する電気通信業務用無線局のうち、第49条の24の５に規定する無線局　10（10^{-6}） ［32～57　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第四条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第二号　工事設計の様式（別表第一号一(1)関係） 第一　第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書 ［様式略］ ［注１・２　略］	**別表第二号**　工事設計の様式（別表第一号一(1)関係） 第一　［同左］ ［様式同左］ ［注１・２　同左］